

第 39 号

東京都国民健康保険団体連合会

▶目次◀

レセプト作成の留意点について【お願い】・・・・・・・1

電子レセプトにより請求する保険医療機関等の皆様へ【お願い】・・・3

過誤調整結果通知書について【お知らせ】・・・・・・8

◆レセプト作成の留意点について【お願い】

1 保険薬局の皆様へ

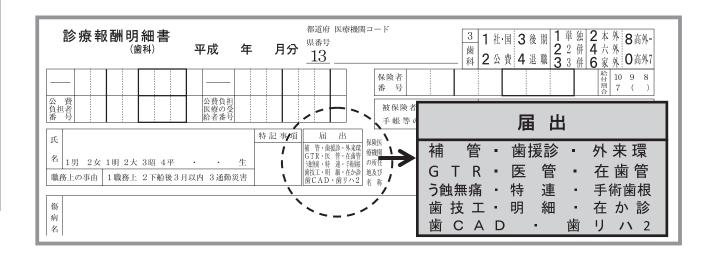
突合審査による減点は処方せん発行の保険医療機関の診療報酬から調整されますので、調剤レセプトの請求の際は、<u>処方せん発行の保険医療機関名、点数表番号、医療機関番号、患者名、処方月日、</u> 調剤月日については記載(入力)誤りのないようご留意願います。

【問い合わせ先】

審查第1部 審查事務共助指導課 03-6238-0277(直通)

2 歯科レセプトの「届出」欄について

施設基準を届け出ている歯科の保険医療機関は、届出を行っているすべての情報をレセプト上に必ず記載(入力)願います。



【問い合わせ先】

審査第2部 事務審査第4課 歯科担当係 03-6238-0300(直通)

3 特定疾患療養管理料について

特定疾患療養管理料告示注3に規定している、「退院した患者に対して退院の日から起算して1月 以内に行った管理の費用は、第1章第2部第1節に掲げる入院基本料に含まれる」とは、<u>自院・他院</u> 問わずとされていることから、当該管理料等の算定の際は退院の有無を確認の上、請求願います。

また、同一月に算定できない医学管理料等につきましても同様、<u>自院・他院問わず</u>とされていることから、確認の上、請求願います。

4 入院患者の請求について

- (1) 入院患者の他医療機関受診日に、入院医療機関で出来高入院料又は特定入院料等の減算がされていない請求が見受けられます。関係通知等に基づき適正に請求願います。
- (2) 入院中の患者で転院時の退院時処方については、原則、認められませんのでご留意願います。

【問い合わせ先】

審查第1部 審查事務共助指導課 03-6238-0277 (直通)

◆電子レセプトにより請求する保険医療機関等の皆様へ【お願い】

1 電子媒体提出前の確認について

電子媒体の提出にあたり、毎月相当数の保険医療機関及び保険薬局の方々に再作成等をいただいております。電子媒体をご提出いただく際は、以下について再度確認願います。

- (1) 媒体の直下にレセプトデータが保存されていますか。
- (2) データ内の医療機関情報又は薬局情報に記録されている「請求年月」が電子媒体の提出月になっていますか。
- (3) ラベル又は媒体本体に診療年月等が記載されていますか。

【問い合わせ先】03-6238-0011(代表)

- *医科・調剤⇒審査第2部 事務審査<u>第1課、第2課、第3課</u> (電話交換手に「○○区、市町村(貴保険医療機関等所在地)を担当している課」と指示してください)
- *歯科⇒審査第2部 事務審査第4課

2 電子レセプトに記録可能な紙添付資料の電子化について

電子レセプトに記録できる症状詳記等の情報は以下のとおりです。

- (1) 症状詳記(患者の臨床症状、診療行為の必要性等)
- (2) 治験概要
- (3) 疾患別リハビリテーションに係る治療継続の理由等
- (4) 訪問診療に係る記録書 別紙様式14
- (5) 廃用症候群に係る評価表 別紙様式22

これら電子レセプトに記録できる情報を未だ紙媒体で提出されている保険医療機関につきましては電子化へ移行願います。

また、その他に紙媒体の資料として、「検査データ」「画像プリント」等が多く見受けられます。これらにつきましては、その詳細を症状詳記として記録することで提出は不要となります。

なお、審査の都合上、資料等が必要になった場合は、本会から改めて提出依頼の連絡をいたします ので、ご協力をお願いいたします。

電子レセプトについては「電子情報処理組織の使用による費用の請求に関して厚生労働大臣が定める事項及び方式並びに光ディスク等を用いた費用の請求に関して厚生労働大臣が定める事項、方式及び規格について」(平成26年4月30日保発0430第1号)をご参照の上、請求データを作成願います。

【問い合わせ先】

《症状詳記等に関すること》 審査第1部 審査課 医科係 03-6238-0259(直通) 《記録条件仕様に関すること》 システム管理部 システム管理課 レセプト電算係 03-6238-0456 (直通)

3 電子レセプト請求に係る入力誤り等にご注意願います

特に以下の点についてご注意いただき、入力誤り等のないよう請求願います。

- (1) 診療行為・医薬品・特定保険医療材料に係る算定日情報については、入力誤りがないようご注意願います。
- (2) 記載要領及び記録条件仕様上、摘要欄にコメント等の入力が必要な診療行為等については入力漏れのないようご注意願います。
- (3) 診療行為に係る加算の入力については、加算と関連する診療行為と同一点数内になるよう入力願います。
- (4) DPC対象病院については、請求前に当月の医療機関別係数を確認の上、請求願います。
- (5) DPCと医科点数表に基づき費用を算定する日がある場合は、総括表の「出来高」欄に医科点数表に基づき算定することとなった理由の入力漏れがないようご注意願います。

4 「特記事項」欄について

電子レセプト請求の「特記事項」欄については、記録条件仕様によりコードを入力することになっております。

特に以下の事項については入力漏れが多く見受けられますのでご注意願います。

※詳しくは記載要領及び記録条件仕様を参照願います。

特記07: 介護老人保健施設に入所中の患者の診療料を、併設保険医療機関において算定した場合

特記08: 介護老人保健施設に入所中の患者の診療料を、併設保険医療機関以外の保険医療機関に

おいて算定した場合

特記09: 特別養護老人ホーム等に入所中の患者について診療報酬を算定した場合

【問い合わせ先】

審查第1部 審查事務共助指導課 03-6238-0277(直通)

5 レセプトの提出は「オンライン請求」が便利です(お知らせ)

本会では、電子媒体で請求をされている保険医療機関及び保険薬局の皆様には、利便性の高いオンライン請求をお勧めします。

- (1) 毎月5日から7日は8時から21時まで、8日から10日は8時から24時まで受付ができます。
- (2) 送信時に簡易チェックでエラー内容が確認でき、修正することができます。
- (3) 本会からの返戻レセプト、増減点連絡書、返戻内訳書をオンラインで受け取ることができます。
- (4) 返戻レセプトデータを修正してオンラインで再請求することができます。
- (5) 前月までに請求したレセプトの取下げ依頼をオンラインで提出することができます。

オンライン請求では、送信後に請求内容等に誤りが発覚した場合でも、10日まで再送信することができ、大変便利です(再送信される場合は本会にご連絡願います)。

なお、受付不能(L2000番台のエラー)及びASP点検の結果「エラー分を除く」で送信した場合は、エラーデータを修正して12日まで再送信が可能です。

◇ 代表的な受付エラーメッセージ

· 1727 - 7 - 7 - 7 - 7 - 7 - 7 - 7 - 7 - 7						
エラーコード	エラーメッセージ					
L2162	2162 被保険者証番号が記録されていません。 レセプト内レコード番号 [XXXX] レコード内項目位置 [XXX]					
L2544	2544 次の項目に使用できない文字が記録されています。 レコード識別情報 [XX] レセプト内レコード番号 [XXXX] レコード内項目位置 [XXX]					
L2554	2554 傷病名レコードが記録されていません。					
L3002	患者氏名に外字が含まれています。					
L3403	当該診療年月では、すでに廃止されているか、あるいはまだ有効となっていないコードである ため、使用できません。					
L4301	固定点数が誤っています。					
L4501	請求点数が誤っています。					

【問い合わせ先】

《レセプトの提出に関すること》

03-6238-0011(代表)

*医科・調剤⇒審査第2部

事務審査第1課、第2課、第3課

(電話交換手に「○○区、市町村(貴保険医療機関

等所在地)を担当している課」と指示してください)

*歯科⇒審査第2部 事務審査第4課

《オンライン請求の届出に関すること》 システム管理部 システム管理課 レセプト電算係 03-6238-0456(直通)

6 傷病名コード等の入力について

電子レセプト請求の傷病名コードについては、記録条件仕様により「傷病名に対応する7桁の傷病名コードを記録する」とされております。

保険医療機関の皆様におかれましては、今一度以下の内容の請求データをご確認願います。

- (1) 「未コード化傷病名コード:0000999」ではなく、傷病名及び修飾語コードを入力願います。 ※特に傷病名欄の1行に複数の未コード化傷病名の入力はご遠慮願います。
- (2) 主傷病について主傷病コードを入力願います。
- (3) 傷病名に部位・左右・急性・慢性等の修飾語コードを入力願います。 ※特に整形外科・耳鼻咽喉科・眼科的疾患

◇ 現在、未コード化傷病名コードとして特に請求の多い傷病名です。

レセプト記載傷病名 (未コード化傷病名「0000999」)	レセ電 傷病名コード	傷病名	レセ電修飾語 コード1	修飾語1	レセ電修飾語 コード2	修飾語2
アトピー性皮膚炎(全身)	6918002	アトピー性皮膚炎	2022	全身		
パーキンソニスム	3320007	パーキンソニズム				
逆流性食道炎(維持療法)	5301002	逆流性食道炎	8063	の再燃	4024	再発
逆流性食道炎維持療法	5301002	逆流性食道炎	8063	の再燃	4024	再発
頸肩腕症候群	7233009	頚肩腕症候群				
頚動脈狭窄症	8838260	動脈狭窄	1019	頚		
高血圧症	8833421	高血圧症				
高血圧	8833421	高血圧症				
腰痛	8840829	腰痛症				
骨粗鬆症における疼痛	7330006	骨粗鬆症				
左点状表層角膜症	3702012	点状表層角膜炎	2049	左		
両点状表層角膜症	3702012	点状表層角膜炎	2057	両		
皮膚掻痒症	8841388	皮膚そう痒症				
頻尿	8839433	頻尿症				
不眠症	8839792	不眠症				
便秘症	8840042	便秘症				
便秘	8840042	便秘症				
末梢性神経障害	8840255	末梢神経障害				
末梢性神経障害性疼痛	8846220	末梢神経障害性疼痛				
両偽水晶体眼	9999407	眼内レンズ挿入眼	2057	両		
涙液減少症	8841126	涙液分泌不全				
眩暈症	7804015	眩暈(症)				

7 特定器材コードの入力について

電子レセプト請求の特定器材コードについては、記録条件仕様により「特定保険医療材料に対応する9桁の特定器材コードを記録する」とされております。

保険医療機関等の皆様におかれましては、今一度請求データをご確認いただき「未コード化特定器 材コード:77770000」ではなく、レセ電特定器材コードにより入力願います。

◇ 現在、未コード化特定器材コードとして特に請求の多い特定保険医療材料です。

▽ 坑江、木コードに行た船村コードでして行に明永の少い行た体院区原材料です。 							
レセプト記載特定器材名 (未コード化特定器材「777770000」)	レセ電特定器材コード	特定器材名					
ムコアップ ジョンソンエンドジョンソン 17871 内視鏡用粘膜下注入材¥7,790	710010064	内視鏡用粘膜下注入材					
内視鏡用16mmフィルム (M-10J)	700590000	内視鏡検査用フィルム					
ナトレル410ブレストインプラント(人工乳房)	710010732	人工乳房					
酸素ボンベ・小型	739230000	酸素ボンベ・小型					
インターシード(合成吸収性癒着防止材) 12.7cm×15.2 cm (193.04cm) 4350XL(@1cm²/¥171)	730840000	合成吸収性癒着防止材					
血漿成分分離器 カスケードフロー(血漿交換用血漿成分分離器)	733990000	血漿交換用血漿成分分離器					
携帯型ディスポーザブル注入ポンプ・一般型・一般用	738240000	携帯型ディスポーザブル注入ポンプ・一 般型・一般用					
携帯型ディスポーザブルPCA用装置	728080000	携帯型ディスポーザブルPCA用装置					
SBバックフルセット(吸引留置カテーテル(能動吸引型・創部用・ 軟質型))チューブ5mm、低圧、スーパースムーズMD-53652N	710010154	吸引留置カテーテル(能動吸引型・創部 用・軟質型)					
眼底カメラ フイルム	700600000	眼底カメラ検査用フィルム					
PICO創傷治療システム(陰圧創傷治療用カートリッジ)	710010731	陰圧創傷治療用カートリッジ					
胃管カテーテル(ダブルルーメン・標準型)	710010152	胃管カテーテル(ダブルルーメン・標準型)					
マキシフラックス (ヘモダイアフィルター)MFX-25S Eco 2.5m ² 65-736	710010006	ヘモダイアフィルター					
サーフロー留置針 プラスチックカニューレ型静脈内留置針(1)標準型	710010002	プラスチックカニューレ型静脈内留置針 (標準型)					
プラスチックカニューレ型静脈内留置針(2)針刺し事故防止機構付加型@98	710010003	プラスチックカニューレ型静脈内留置針(針刺し事 故防止機構付加型)					

【問い合わせ先】

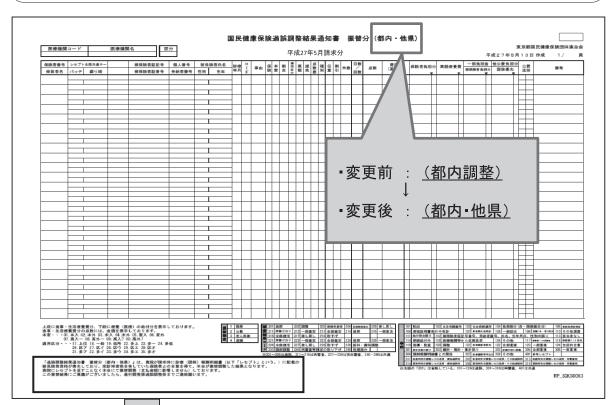
審查第1部 審查事務共助指導課 03-6238-0277(直通)

被保険者証は毎月必ず確認してください

◆過誤調整結果通知書について(お知らせ)

国民健康保険 過誤調整結果通知書 公費負担医療

平成27年7月初旬送付分から、表題及び余白説明事項の一部を 変更しました



掲載内容(変更後)

「過誤調整結果通知書 振替分(都内・他県)」は、保険医療機関等が請求時に 診療(調剤)報酬明細書(以下「レセプト」という。)に記載の被保険者資格が喪 失しており、受診時資格を有していた保険者との合意を得て、本会が振替調整し た結果となります。保険医療機関等にレセプトを返すことなく本会にて振替調整 (支払金額に影響しません) しております。この振替結果にご異議がございまし たら、進行調整課過誤調整係までご連絡願います。

国民健康保険・公費負担医療過誤調整結果通知書のすべてに掲載しますが、「振替分(都内・他県)」 と記載のある帳票のみが本説明事項の対象となります。

【問い合わせ先】

審査第2部 進行調整課 過誤調整係 03-6238-0330(直通)